

技術者倫理とコンプライアンス

安全技術普及会 佐藤 国仁*

*さとう くにひと：副理事長，技術士（機械部門）

1. 技術者倫理とコンプライアンス

倫理とは，人であれば誰もが持つモラルの意識に基づいて，人と人との関係のありようを自律的に判断するときの規範である¹⁾。そして，技術者倫理という場合においては，人と人との間に人工物が介在することが特徴となる。

一方，コンプライアンスという言葉には，このような厳密な統一された定義はない。もっとも，狭義のコンプライアンスとは法令遵守であり，法律や条令を遵守すればよいということになる。しかし，近年はもっと幅広く解釈されるようになっていく。すなわち，公正・適切な企業活動を通じて社会貢献を行うという考え方である。これは，たとえば一般社団法人日本経済団体連合会の企業行動憲章にもつながる考えである。とすると，コンプライアンスとは「法と倫理の両面から企業の行動原則を定めたもの」ということができる。

つまり，技術者倫理とは技術者が人のモラルの意識に基づいて業務を行うときの原則であり，コンプライアンスとは企業体の行動原則である。

2. 技術者倫理とコンプライアンスが求められる理由

技術者倫理とコンプライアンスが求められるのは，産業現場における安全確保が，国家による強制法規から国際規格に基づく自主的対応へ転換したことが最大の理由となる。

この原則は欧州が先行したが，我が国の労働現場においても導入され，「仕様規定」から「性能規定」への転換が精力的になされている。労働安全衛生法第 28 条の 2(事業者の行うべき調査等)において「事業者は…業務に起因する危険性又は有害性等を調査し，その結果に基づいて…労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない」と改正されたことは 1 つの典型例である。そしてこの法(そのうち，機械安全に関わる事項)を実行するには，下記の知識，判断能力を備えなければならない。

- (1) 機械安全に関わるリスクアセスメントの手法および当該機械設備に関する技術知識およびその使用状況に関する知識。
- (2) これだけでは不十分で，①当該機械設備の使用に当たって「予見可能な誤使用」として何を考慮するか/考慮しないか，②危険源として何を考慮するか/考慮しないか，③リスク